

堺市公報 第28号	平成30年 7月13日発行
堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】…………… 3

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………10

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………11

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………14

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………15

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………16

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】……………16

○子ども・子育て支援法第53条第1号の規定による告示について
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】……………18

<公告>

○堺市基準該当障害福祉サービス事業所の登録について
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】……………18

○建築基準法第48条第16項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】……………19

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
【上下水道局総務部給排水設備課】……………20

<監査委員公表>

○監査結果に基づく措置通知書の公表
【監査委員事務局監査課】……………20

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】 32
○監査結果に基づく措置通知書の公表
【監査委員事務局監査課】 43

規 則

堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年7月13日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第66号

堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

堺市児童福祉法施行細則（平成8年規則第37号）の一部を次のように改正する。
別表第2の備考2第2号中「第24項」を「第25項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹 山 修 身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
ましも内科・眼科クリニック	堺市中区八田西町2-6-46	平成30年6月1日
夏目眼科クリニック	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
深井こどもファミリー歯科	堺市中区深井清水町3849	平成30年5月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
かるがも薬局なかもず店	堺市北区中百舌鳥町3-341-1	平成30年4月1日
キリン堂薬局梅・美木多店	堺市南区桃山台2-3-4 ツインビル桃山パート1 1階	平成30年5月7日
戎薬局光明池店	堺市南区新檜尾台3-5-4	平成30年5月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションアップルキャンデー	堺市南区槇塚台2-12-8	平成30年6月1日
訪問看護ステーションあいしん	堺市堺区車之町西2-2-32ロイヤルコートビルⅢ-403	平成30年4月1日

堺市告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
なつめ眼科・形成外科 クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2堺 駅前ビル2階	平成30年5月31日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
サンコー薬局堺店	堺市南区桃山台2-3-4 ツインビル 桃山B1階	平成30年5月6日
かるがも薬局なかもず 店	堺市北区中百舌鳥町3-341-1	平成30年3月31日
サクラ調剤薬局	堺市南区新檜尾台3-5-4	平成30年4月30日
ミドリ薬局	堺市中区土師町3-8-16	平成28年12月29日

3 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
ワンラブ訪問看護ステ ーション	堺市南区槇塚台2-39-5-307	平成30年5月1日

堺市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	休止年月日
鳳クリニック	堺市中区土師町1-14-8	平成30年5月1日

堺市告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人恒進會 泉北陣内病院	堺市南区豊田40	平成30年5月1日
居宅療養管理指導	医療法人恒進會 泉北陣内病院	堺市南区豊田40	平成30年5月1日

介護予防居宅療養管理指導	太陽堂薬局	堺市北区中長尾町 4-5-3 クラウン セゾン堺103	平成30年4月1日
居宅療養管理指導	太陽堂薬局	堺市北区中長尾町 4-5-3 クラウン セゾン堺103	平成30年4月1日
居宅療養管理指導	ウェーブ光明池薬局	堺市南区鴨谷台2 -1-3 光明池アク トビル1F	平成30年4月1日
訪問介護	一般社団法人福祉社会 協会 赤坂事業所	堺市中区福田1061 -5-202	平成30年4月1日

堺市告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
短期入所療養介護	医療法人大泉会 大仙病院	堺市西区北条町1-2-31	平成30年5月14日
介護療養型医療施設	医療法人大泉会 大仙病院	堺市西区北条町1-2-31	平成30年5月14日
介護予防訪問看護	医療法人大泉会 大仙病院	堺市西区北条町1-2-31	平成30年5月14日
訪問看護	医療法人大泉会 大仙病院	堺市西区北条町1-2-31	平成30年5月14日

介護療養型医療施設	医療法人恒進會 泉北陣内病院	堺市南区豊田40	平成30年 5月25日
訪問看護	医療法人恒進會 泉北陣内病院	堺市南区豊田40	平成30年 5月25日
居宅介護支援	医療法人八星内 科クリニック	堺市堺区旭ヶ丘中町 1 -31-2	平成30年 3月31日
居宅療養管理指導	ウェーブ光明池 薬局	堺市南区鴨谷台 2-1-3 光明池アクトビル 1F	平成12年 9月30日
訪問看護	ワンラブ訪問看 護ステーション	堺市南区槇塚台 2-39-5 -307	平成30年 5月 1日
介護予防訪問看護	ワンラブ訪問看 護ステーション	堺市南区槇塚台 2-39-5 -307	平成30年 5月 1日
居宅療養管理指導	ワンラブ訪問看 護ステーション	堺市南区槇塚台 2-39-5 -307	平成30年 5月 1日
介護予防居宅療 養管理指導	ワンラブ訪問看 護ステーション	堺市南区槇塚台 2-39-5 -307	平成30年 5月 1日
福祉用具貸与	合資会社庭代台 介護相談所	堺市南区庭代台 1-22-8	平成30年 3月31日
居宅介護支援	合資会社庭代台 介護相談所	堺市南区庭代台 1-22-8	平成30年 3月31日
訪問介護	株式会社タニ	堺市南区畑613-2	平成30年 5月31日
介護予防訪問サ ービス	株式会社タニ	堺市南区畑613-2	平成30年 5月31日
居宅介護支援	株式会社タニ	堺市南区畑613-2	平成30年 5月31日
通所介護	デイサービス福 ろ	堺市北区北長尾町 2-1 -26-10	平成30年 3月31日
介護予防訪問看護	医療法人鳳クリ ニック訪問介護 ステーション	堺市中区土師町 1-14-8	平成29年 8月31日
訪問看護	医療法人鳳クリ ニック訪問介護 ステーション	堺市中区土師町 1-14-8	平成29年 8月31日
訪問介護	医療法人鳳クリ ニック訪問介護 ステーション	堺市中区土師町 1-14-8	平成29年 8月31日
居宅介護支援	オレンジコープ 堺	堺市中区新家町485-1	平成30年 3月31日

介護予防訪問サービス	オレンジコープ堺	堺市中区新家町485-1	平成30年 3月31日
訪問介護	オレンジコープ堺	堺市中区新家町485-1	平成30年 3月31日
居宅介護支援	医療法人鳳クリニック介護支援ステーション	堺市中区土師町 1-14-8	平成29年 8月31日
特定介護予防福祉用具販売	アガペの里介護ステーション	堺市中区福田464-6	平成30年 1月31日
特定福祉用具販売	アガペの里介護ステーション	堺市中区福田464-6	平成30年 1月31日
介護予防福祉用具貸与	アガペの里介護ステーション	堺市中区福田464-6	平成30年 1月31日
福祉用具貸与	アガペの里介護ステーション	堺市中区福田464-6	平成30年 1月31日
訪問介護	一般社団法人福祉社会協会 赤坂事業所	堺市南区赤坂台 1-13-11	平成30年 3月31日

堺市告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人鳳クリニック	堺市中区土師町 1-14-8	平成30年 5月 1日

居宅療養管理指導	医療法人鳳クリニック	堺市中区土師町1-14-8	平成30年5月1日
介護予防訪問入浴介護	アースサポート堺浜寺	堺市西区浜寺石津町中1-9-24	平成30年7月1日
訪問入浴介護	アースサポート堺浜寺	堺市西区浜寺石津町中1-9-24	平成30年7月1日

堺市告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防訪問リハビリテーション	なつめ眼科・形成外科クリニック	夏目眼科クリニック	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
訪問リハビリテーション	なつめ眼科・形成外科クリニック	夏目眼科クリニック	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
介護予防訪問看護	なつめ眼科・形成外科クリニック	夏目眼科クリニック	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
訪問看護	なつめ眼科・形成外科クリニック	夏目眼科クリニック	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
介護予防居宅療養管理指導	なつめ眼科・形成外科クリニック	夏目眼科クリニック	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
居宅療養管理指導	なつめ眼科・形成外科クリニック	夏目眼科クリニック	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日

介護予防通所 リハビリテー ション	なつめ眼科・形成 外科クリニック	夏目眼科クリニ ック	堺市堺区田出井 町1-1-106	平成30年 6月1日
通所リハビリ テーション	なつめ眼科・形成 外科クリニック	夏目眼科クリニ ック	堺市堺区田出井 町1-1-106	平成30年 6月1日

堺市告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	夏目眼科クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2堺駅前ビル2F	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
訪問看護	夏目眼科クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2堺駅前ビル2F	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
介護予防居宅療養管理指導	夏目眼科クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2堺駅前ビル2F	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
居宅療養管理指導	夏目眼科クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2堺駅前ビル2F	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
介護予防訪問リハビリテーション	夏目眼科クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2堺駅前ビル2F	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日

訪問リハビリテーション	夏目眼科クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2 堺駅前ビル2F	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
介護予防通所リハビリテーション	夏目眼科クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2 堺駅前ビル2F	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
通所リハビリテーション	夏目眼科クリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M-Y2 堺駅前ビル2F	堺市堺区田出井町1-1-106	平成30年6月1日
居宅介護支援	おひさまケアプランセンター	堺市東区北野田636	堺市東区北野田626	平成29年11月1日
居宅介護支援	朗友館ケアプランセンター	堺市西区鳳南町5-575-1	堺市西区鳳東町6-659-1	平成29年12月1日
介護予防訪問サービス	まごの手訪問介護事業所	堺市美原区小寺393-2	堺市美原区今井448-1	平成30年4月1日
訪問介護	まごの手訪問介護事業所	堺市美原区小寺393-2	堺市美原区今井448-1	平成30年4月1日
居宅介護支援	メイプルケアプランセンター	堺市堺区中之町西1-1-7 西野ビル201	堺市堺区新在家町西3-1-20	平成30年6月1日
介護予防通所サービス	耳原デイサービスセンターともうず泉北	堺市中区深阪5-17-31	堺市西区鳳南町5-594-1	平成30年5月1日
地域密着型通所介護	耳原デイサービスセンターともうず泉北	堺市中区深阪5-17-31	堺市西区鳳南町5-594-1	平成30年5月1日
介護予防訪問サービス	訪問介護ステーションデルソーレ	堺市中区堀上町223-1 セブンハイツ津久野301	堺市中区深井北町3132-1	平成30年2月1日
訪問介護	訪問介護ステーションデルソーレ	堺市中区堀上町223-1 セブンハイツ津久野301	堺市中区深井北町3132-1	平成30年2月1日
訪問介護	トラスト訪問介護ステーション	堺市中区深井北町822-5	堺市中区深井北町811-3 ヴィラージュNissin301	平成30年1月1日

介護予防訪問サービス	トラスト訪問介護ステーション	堺市中区深井北町822-5	堺市中区深井北町811-3 ヴィラージュNissin301	平成30年1月1日
介護予防訪問サービス	一般社団法人福祉社会協会赤坂事業所	堺市南区赤坂台1-13-11	堺市中区福田1061-5-202	平成30年4月1日
居宅介護支援	ケアプランセンターアカサカ	堺市南区赤坂台1-13-11	堺市中区福田1061-5-202	平成30年4月1日
介護予防訪問サービス	月の灯ケアセンター	堺市西区上559-1 昌和鳳508号	堺市中区陶器北1862-1	平成30年4月2日
訪問介護	月の灯ケアセンター	堺市西区上559-1 昌和鳳508号	堺市中区陶器北1862-1	平成30年4月2日
介護予防訪問サービス	スノーフレーク	堺市東区白鷺町3-8-9-101号	堺市東区日置荘北町1-37-4	平成29年9月1日
訪問介護	スノーフレーク	堺市東区白鷺町3-8-9-101号	堺市東区日置荘北町1-37-4	平成29年9月1日
福祉用具貸与	スノーフレーク	堺市東区白鷺町3-8-9-101号	堺市東区日置荘北町1-37-4	平成29年9月1日
特定介護予防福祉用具販売	スノーフレーク	堺市東区白鷺町3-8-9-101号	堺市東区日置荘北町1-37-4	平成29年9月1日
特定福祉用具販売	スノーフレーク	堺市東区白鷺町3-8-9-101号	堺市東区日置荘北町1-37-4	平成29年9月1日
介護予防福祉用具貸与	スノーフレーク	堺市東区白鷺町3-8-9-101号	堺市東区日置荘北町1-37-4	平成29年9月1日
居宅介護支援	株式会社笑ケアステーション笑	堺市西区鳳北町3-150松尾ビル1F	堺市西区鳳北町3-150松尾ビル3F	平成30年4月1日
訪問介護	株式会社笑ケアステーション笑	堺市西区鳳北町3-150松尾ビル1F	堺市西区鳳北町3-150松尾ビル3F	平成30年4月1日
介護予防訪問サービス	株式会社笑ケアステーション笑	堺市西区鳳北町3-150松尾ビル1F	堺市西区鳳北町3-150松尾ビル3F	平成30年4月1日

居宅介護支援	nagomi堺鳳ケ アプランセン ター	堺市西区鳳西町2- 1-10第1ナカノマ ンション101	堺市西区鳳東町3 -250	平成30年 2月6日
介護予防訪 問サービス	セカンド・ラ イフ鳳	堺市西区鳳中町1 -12-9-202	堺市西区鳳中町10- 9-1	平成30年 3月1日
訪問介護	セカンド・ラ イフ鳳	堺市西区鳳中町1 -12-9-202	堺市西区鳳中町10- 9-1	平成30年 3月1日
居宅介護支 援	まごの手居宅 介護支援サー ビス	堺市美原区小寺 393-2	堺市美原区今井 448-1	平成30年 4月1日

堺市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
玉谷 潤平	三国ヶ丘マッサー ジ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町1 -28-6	平成30年6月6日
岸本 道昭	三国ヶ丘マッサー ジ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町1 -28-6	平成30年5月21日
江本 和隆	三国ヶ丘マッサー ジ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町1 -28-6	平成30年5月21日
大谷 月子	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年6月12日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
金田 洋輔	鳳鍼灸院	堺市西区鳳東町3-248-1	平成30年5月1日
小橋 加奈	やまもと鍼灸院おとり院	堺市西区鳳東町2-178-61	平成30年5月1日
名古屋 晴樹	クレーレ鍼灸院	堺市北区東浅香山町3-15-15	平成30年6月1日
大谷 月子	森の家マッサージ	堺市西区草部757-172F	平成30年6月12日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
阿部 敏彦	みらい整骨院	堺市北区中百舌鳥町6-823 ボニータなかもず1階	平成30年6月1日

堺市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
-----	------	-----	-------

坂本 健之	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成30年5月30日
-------	--------------	----------------------	------------

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
秋田 茂	大仙鍼灸院	堺市堺区大仙中町7 -14-206	平成30年3月31日

堺市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

1 柔道整復

施術者	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
田岡 正道	あや整骨院	梅町整骨院	堺市中区土師町3-27-38	平成30年 6月1日

堺市告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人アフター	共同生活援助	ピースフルハウス	大阪府堺市中区八田西町三丁10-5	平成30年7月1日
一般社団法人 朋友会	共同生活援助	フレンド1号館	大阪府堺市美原区北余部337番14号	平成30年7月1日
株式会社シーヒューマン	居宅介護	ケアセンター・アイリス	大阪府堺市東区菩提町3-9-1	平成30年7月1日
株式会社シーヒューマン	重度訪問介護	ケアセンター・アイリス	大阪府堺市東区菩提町3-9-1	平成30年7月1日
株式会社ヒロコーポレーション	居宅介護	海山町ヘルパーステーション	大阪府堺市堺区海山町三丁154-4	平成30年7月1日
株式会社ヒロコーポレーション	重度訪問介護	海山町ヘルパーステーション	大阪府堺市堺区海山町三丁154-4	平成30年7月1日
株式会社リカバリーサポート	共同生活援助	ひまわり	大阪府堺市中区八田南之町417-1	平成30年7月1日
株式会社一歩	居宅介護	訪問介護ステーション一歩	大阪府堺市堺区砂道町三丁2番18号 プレアール砂道町403号	平成30年7月1日
株式会社一歩	重度訪問介護	訪問介護ステーション一歩	大阪府堺市堺区砂道町三丁2番18号 プレアール砂道町403号	平成30年7月1日
特定非営利活動法人フェニックス会	就労継続支援(B型)	リング	大阪府堺市堺区遠里小野町二丁1番3号	平成30年7月1日

堺市告示第264号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、確認を行った特定地域型保育事業者について、同法第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

小規模保育事業

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	確認年月日
あろは保育園 阿倍野園	大阪市阿倍野区播磨町1-24-24 クレバービル	山本 大介	平成30年4月 1日
サニーサイド	大阪狭山市山本東18-25	ハイマスト合同 会社	平成30年6月 18日

公 告

堺市公告第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスに係る事業を行う事業所について、次の事業者を指定したので、堺市基準該当障害福祉サービス事業所の登録等に関する要綱（平成19年制定）第13条の規定により公告する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	登録年月日
株式会社 めぐみ	基準該当生活介護	めぐみデイサービス	大阪府泉大津市宮町1-15	平成30年3月1日

堺市公告第465号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき、公開による意見の聴取を行うので、同条第16項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月13日

堺市長 竹山修身

1 日時	平成30年7月19日（木曜日） 午後2時から
2 場所	堺市中区深井清水町1426番地 堺市教育文化センター ソフィア・堺 3階 研修室1
3 申請内容	建築基準法第48条第5項ただし書の規定による建築許可について
4 建築概要	<p>(1) 建築主 トヨタカローラ南海株式会社 代表取締役 久保 尚平</p> <p>(2) 位置 堺市中区深井北町551-1、551-7、554-7、 555-5</p> <p>(3) 用途 物販店舗（カーディーラー） （事務所、駐車場、自動車修理工場付）</p> <p>(4) 工事種別 増築</p> <p>(5) 構造 鉄骨造</p> <p>(6) 建築面積 587.85㎡</p> <p>(7) 延べ面積 781.40㎡</p>

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第94号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月13日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号	第838号
廃 止 年 月 日	平成30年7月2日
事 業 者 の 名 称	有限会社鈴健
事 業 者 の 住 所	八尾市沼4丁目97番地
代 表 者 の 職 氏 名	代表取締役 鈴木 寿
事 業 所 の 名 称	有限会社鈴健
事 業 所 の 所 在 地	八尾市沼4丁目97番地

監査委員公表

堺市監査委員公表第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年7月13日

堺市監査委員	裏 山 正 利
同	吉 川 守
同	藤 坂 正 則
同	小 杉 茂 雄

行 管 第 364号

平成30年6月22日

堺市監査委員様

堺市長 竹山修身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成30年3月26日付け監査委員報告第26号	産業振興局
平成30年3月26日付け監査委員報告第28号	西区役所
平成30年3月26日付け監査委員報告第30号	株式会社さかい新事業創造センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	平成29年12月1日～平成30年3月26日	
措置を講じた部局等	産業振興局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>商工手数料（船員法関係手数料）について</p> <p>船員法に基づき、船員手帳の交付等の事務を行う場合に、堺市手数料条例に基づき、申請者から船員手帳の交付申請手数料等を収入している。</p> <p>この事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 現金出納簿の整理</p> <p>現金出納簿は、現金の受入れ及び払出しがあった日ごとに記載し、現金出納員が確認印を押印しなければならない。</p> <p>しかし、平成29年12月26日に実地調査を行ったところ、12月中の受払いについて、指定金融機関への払出しの記載がなかったもの、鉛筆で記載していたものがあり、また、全てに現金出納員の確認印がなかった。</p>	<p>現金の受払について、市金庫への入金は行っていましたが、現金出納簿への記載漏れのため、残額と現金の不一致が生じたものです。</p> <p>現金出納簿への記載については、取扱者は、受入れ及び払出しの当日に下書きをして翌日に清書していましたが、本件に関しては清書を失念していたため鉛筆書きのものが残りました。</p> <p>現金出納員の押印については、月末に一括して行っていたものです。</p>	<p>商工労働部 港湾事務所</p>

<p>2 (1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、指摘すべき事項等として以下のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 行政財産使用許可台帳等の記載 農水産課が所管する行政財産の行政財産使用許可台帳及び公有財産貸付台帳について、以下のようなものがあった。</p> <p>(ア) フォレストガーデン ・行政財産使用許可台帳の許可基準欄に堺市財産規則の条項を誤って記載していた。 ・公有財産貸付台帳の貸付基準欄に根拠法令を誤って記載していた。</p> <p>(イ) 堺（出島）漁港 ・行政財産使用許可台帳の許可基準欄に堺市財産規則の条項を誤って記載していた。</p> <p>イ 行政財産の目的外使用許可 フォレストガーデンの目的外使用許可について、許可期間が平成28年3月31日までであったにもかかわらず、許可期間終</p>	<p>現金出納簿の整理については、現金出納事務の手引きに基づき、適正に事務を執行します。</p> <p>御指摘を受け、平成29年12月28日に行政財産使用許可台帳、公有財産貸付台帳の訂正を行いました。</p> <p>今後、許可等の決裁時に台帳を添付し、財産管理主任が稟議と台帳の記載事項を確認することで再発の防止を図っていきます。</p> <p>平成29年11月に平成28年4月以降の目的外使用許可に係る手続き漏れを発見したことから、使用許可申請の提出</p>	<p>農政部 農水産課</p> <p>農政部 農水産課</p>
---	--	---

<p>了後も無許可で当該土地を使用させているものがあった。</p>	<p>を受け、平成 29 年 12 月 1 日付けで改めて許可を行いました。</p> <p>なお、当該目的外使用は、従前より使用料を減免しており、引き続き減免の手続きを行いました。</p> <p>今後は、平成 29 年 12 月 28 日に作成した「フォレストガーデン公有財産に係る目的外使用許可一覧表」をもとに、担当者及び財産管理主任が定期的に許可期間を確認してまいります。</p>	
<p>ウ 行政財産の目的外使用に係る使用料の請求</p> <p>堺市財産規則では、行政財産の目的外使用に係る使用料については、使用を開始する日前までの日を納期限として定めるとされている。</p> <p>しかし、堺（出島）漁港の目的外使用に係る使用料の納期限について、平成 28 年度分及び平成 29 年度分に係る請求事務を怠っていたため、いずれの年度分も平成 29 年 4 月 28 日を納期限とする納入通知書を相手方に送付していた。</p>	<p>今後は、請求事務手続きに漏れないよう、平成 29 年 12 月 28 日に作成した「堺（出島）漁港の目的外使用許可一覧表」をもとに、財産管理主任が定期的に目的外使用料請求事務の進捗確認を行ってまいります。</p>	<p>農政部 農水産課</p>
<p>[公有財産の管理について（意見）]</p> <p>農水産課における公有財産の管理に係る事務については、今回の監査において、上記のとおり、無許可で公有財産を使用させているものや使用料の請求事</p>	<p>このたびの監査において、公有財産の管理に係る事務に関して多くの御指摘を受けるに至ったことを重大に受け止めております。</p>	<p>農政部 農水産課</p>

<p>務を1年以上怠っていたものなどがあつた。これらは、公有財産の管理が適切に行われていないことを示すものであり、所管課における確認作業が十分に行われていないと考えられる。</p> <p>このような不適切な事務が行われることのないよう組織としてのチェック機能を強化し、公有財産の管理を適切に行われたい。</p> <p>2 (2)</p> <p>物品購入について</p> <p>物品購入に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 歳出予算執行年度</p> <p>平成 28 年度購入分として新聞・雑誌等に係る年間契約を行っているもののうち、平成 28 年度の予算ではなく、年度を誤って平成 29 年度の予算で支出していたものがあつた。</p>	<p>今後は、既に作成した目的外使用許可一覧表をもとに、担当者が対象物件の許可期間を把握し、財産管理主任が請求事務の進捗確認を行うなど事務処理の方法を見直すことで、再発防止を図り、公有財産を適切に管理してまいります。</p> <p>今後このようなことがないように、決裁時点で十分な確認を行います。</p>	<p>商工労働部 ものづくり支援課</p>
---	--	---------------------------

<p>イ 物品発注事務</p> <p>反射テープ（幅 50mm）の購入では、物品発注伝票に反射テープの規格を誤って記載（幅 5mm）していたため、物品発注伝票による検収が行えないものとなっていた。</p> <p>また、受注者から誤った規格（幅 5mm）が記載された納品書の提出を受けていた。</p>	<p>物品発注伝票の記載誤りにについては、平成 30 年 1 月 17 日に訂正しました。</p> <p>なお、検収は物品発注伝票のほか見積書等により確認を行ったため、実際の発注内容と合致した納品が行われました。</p> <p>納品書の記載誤りにについても、平成 30 年 1 月 25 日に業者から訂正した納品書の提出を受けました。</p> <p>今回の御指摘を受け、担当職員をはじめ関係職員に対し、物品発注伝票など物品購入関係書類にかかる記載内容の確認を確実にを行うよう所属長から口頭で指導しました。</p> <p>今後は、物品発注伝票作成時や決裁過程において十分に点検・確認を行ってまいります。</p>	<p>農政部 農業土木課</p>
<p>2 (3)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、指摘すべき事項等として以下のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 個人情報取扱事務を伴う委託業務</p> <p>堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準では、個人情報取扱事務を伴う委託を行う場合は、受託者が個人情報の取扱いについて堺市個人情報保護条例</p>	<p>当該業務の一部で取り扱う情報が個人情報に該当するかどうかの確認が不十分でした。</p> <p>今回の御指摘を受け、個人</p>	<p>商工労働部 産業政策課</p>

<p>等を遵守すべきことを契約書に明記し、個人情報取扱特記事項を別記として契約書に添付しなければならないとされている。</p> <p>しかし、タイ王国におけるビジネスマッチング支援業務では、個人情報の取扱いを伴う事務の委託であるにもかかわらず、これを行っていなかった。</p>	<p>情報の保護に関する条項及び特記事項について、原契約締結日の平成29年9月29日に遡って追加する変更契約を平成30年1月30日付けで受託者と締結しました。</p> <p>また、平成30年1月19日に課内全職員に対し、堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準及び特記事項の内容を改めて周知しました。</p> <p>今後は、委託業務における個人情報取扱いの有無について、起案段階から十分精査するとともに、決裁においても確認いたします。</p>	
<p>イ 委託契約における規定</p> <p>委託業務の契約書（請書を含む。）においては、契約が解除された場合等の違約金に係る条項を規定することとされている。</p> <p>しかし、ワーク・ライフ・バランス推進業務ほか3件の委託業務について、当該条項が規定されていない請書の提出を受けていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス推進業務 ・女性向けキャリア・アップセミナー業務 ・ダイバーシティ普及促進セミナー業務 ・働き方改革セミナー業務 	<p>今回の御指摘を受け、履行が終了していないワーク・ライフ・バランス推進業務については、適正な請書に訂正いたしました。</p> <p>また、委託業務の起案に際しては、調達課のホームページにある「請書」や「契約書」の雛形、「起案事務の手引き」等に則り、適正な契約事務を行うよう、平成30年1月23日に所属職員に対し、口頭指導しました。</p>	<p>商工労働部 雇用推進課</p>
<p>ウ 委託業務における提出書類</p> <p>農業被害に係るアライグマ対応業務の契約書では、受注者は、</p>	<p>御指摘を受け、月ごとに業務報告書と併せて業務完了届</p>	<p>農政部 農水産課</p>

<p>毎月の業務が完了したときは、業務完了届を市に提出しなければならないとされているが、市は、その提出を受けていなかった。</p>	<p>を提出するよう委託業者に指示し、平成29年12月分より提出を受けております。 今後は、契約書に定められた事務処理を適切に行ってまいります。</p>	
<p>エ 契約書類における収入印紙 農業被害に係るアライグマ対応業務は単価契約のため、その契約書には、単価に予定数量を乗じた金額に基づく収入印紙を貼付しなければならないが、金額が不足した収入印紙を貼付している契約書を受け取っていた。</p>	<p>御指摘を受け、平成30年1月5日に予定総額に応じた1,000円分の収入印紙を受注者において貼付いたしました。 今後は、契約締結時に関係法令を十分に確認することで再発の防止を図ってまいります。</p>	<p>農政部 農水産課</p>
<p>[セミナーの開催に係る会場手配について(意見)] 雇用推進課では、女性向けキャリア・アップセミナー業務、働き方改革セミナー業務及びワーク・ライフ・バランス推進業務を委託しており、いずれもセミナーの開催を内容としている。 これらの業務は、いずれも堺市立勤労者総合福祉センターをセミナーの会場としていたにもかかわらず、女性向けキャリア・アップセミナー業務は、市が会場の手配を行ったため、堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則に基づき、会場借上げに係る費用が全額免除されていた。一方、働き方改革セミナー業務及びワーク・ライフ・バラ</p>	<p>今回の御指摘を受け、平成30年度以降、当課が委託するセミナー業務の仕様書について、合理的な会場手配に留意し、具体的な業務内容を記載します。</p>	<p>商工労働部 雇用推進課</p>

<p>ンス推進業務は、受注者が会場の手配を行ったため、会場借上げに係る費用が委託料に含まれていた。</p> <p>市が実施する業務において、減免できる会場を使用するのであれば減免に係る手続を行うなど、その業務に係る費用も考慮した合理的な会場手配に留意して委託業務を発注されたい。</p> <p>2 (4)</p> <p>補助金について</p> <p>補助金に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 補助金交付要綱の規定</p> <p>堺市補助金交付規則では、補助金交付要綱において、当該規則に定める提出書類の一部の提出を省略することができることとされている。</p> <p>しかし、堺市土地改良事業補助金交付要綱では、補助対象者に法人が含まれているにもかかわらず、当該規則において、交付申請者が法人である場合に提出することとされている役員情報届出書の提出規定を、特段の理由もなく、省略していた。</p> <p>2 (5)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、指摘すべき事項等として以下のようなものがあったので、適切</p>	<p>当補助金交付要綱における補助対象者である土地改良区等の法人は、設立に際して大阪府の認可あるいは届出を要する農業関連団体であるため役員情報届出書の提出は不要と認識していました。</p> <p>しかし、今回の御指摘を受け、当補助金交付要綱については、平成30年2月1日付けで改正を行い、提出書類に役員情報届出書を加えました。</p>	<p>農政部 農業土木課</p>
--	---	----------------------

<p>な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 切手等受払簿の整理 平成 29 年 12 月 26 日に実地調査を行ったところ、切手等受払簿における 12 月中の切手の払出しについて、決裁者である所長が決裁をしていなかった。</p>	<p>切手等受払簿について、記入及び決裁を月末に一括して行っていたものです。 今後は、切手等受払簿記帳マニュアルに従い適正に事務を執行するよう所内でマニュアルを再度確認しました。</p>	<p>商工労働部 港湾事務所</p>
<p>イ 公金外現金の取扱い 港湾事務所で取り扱っている公金外現金について、平成 29 年 12 月 26 日に実地調査を行ったところ、以下のようなものがあった。 ・堺港湾振興会に係る公金外現金については、12 月中の支出に係る決裁を行っておらず、現金出納簿も記載していなかった。 ・大阪府水難救済会に係る公金外現金については、切手等受払簿に記載している残枚数より保管していた切手が 3 枚少なかった。</p>	<p>堺港湾振興会の現金出納簿については、記入及び決裁を月末にまとめて行っていたものです。 現金出納簿の整理及び決裁について、公金外現金取扱基準に従い、適正に事務を執行するよう所内で取扱基準を再度確認しました。 大阪府水難救済会の切手等受払簿の残数違いについては、平成 29 年 12 月 8 日に切手を 3 枚払い出した際に記入が漏れていたものです。平成 29 年 12 月 26 日に切手等受払簿の訂正を行いました。 今後は、市の切手等受払簿記帳マニュアルを準用し、適正に事務を執行するよう所内でマニュアルを再度確認しました。</p>	<p>商工労働部 港湾事務所</p>
<p>ウ 公金外現金の取扱いに係る内部検査体制等 公金外現金取扱基準に基づき、公金外現金取扱管理者であ</p>	<p>各公金外現金においては、市の「公金外現金取扱基準」に</p>	<p>商工労働部 産業政策課</p>

<p>る所属長は、適正な会計事務の方法や内部検査体制等を定めなければならないが、産業振興局では定めていないものが多数あった。</p>	<p>従い、事務を行っていましたが、個別の基準作成について、局総務課において取扱状況の把握ができておりませんでした。</p> <p>今回の御指摘を受け、平成30年1月25日までに全ての公金外現金について個別の取扱基準を定めました。</p> <p>今後はこれらの個別に定めた取扱基準に従い、適正に事務を執行してまいります。</p>	<p>港湾事務所 ものづくり支援課 農政部 農水産課</p>
<p>[はがきの管理について（意見）]</p> <p>平成30年1月10日に現地調査を行ったところ、雇用推進課では、はがき（50円）2,656枚、往復はがき（100円）111枚、また、農水産課においては、はがき（50円）198枚、往復はがき（100円）204枚を保管しており、いずれも平成26年3月に販売が終了した旧料金のはがきであった。</p> <p>使用実績は、平成28年度はいずれもなく、平成29年度は雇用推進課のはがき（50円）1枚のみであった。</p> <p>はがきは、現金と同様の金券であるため、管理事務や紛失のリスクを伴うことから、管理換えを行うなど有効に使用されたい。</p>	<p>今回の御指摘を受け、今後当課において使用する見込みがないことから、平成30年1月12日に全て管理替えを行いました。</p> <p>今後は、はがき等の大量保管によるリスクを十分に認識し、適切な量を保管いたします。</p> <p>当面、使用する見込みがないことから、庁内において管理換えを行うことで有効利用を図るため、庁内照会を行い、順次管理換えを行ってまいります。</p> <p>今後は、はがき等の大量保管によるリスクを十分に認識し、適切な量を保管いたします。</p>	<p>商工労働部 雇用推進課</p> <p>農政部 農水産課</p>



堺市監査委員公表第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第1
2項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年7月13日

堺市監査委員	裏山正利
同	吉川守
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行 管 第 3 6 4 号

平成 30 年 6 月 22 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 竹 山 修 身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成 30 年 3 月 26 日 付 け 監 査 委 員 報 告 第 26 号	産 業 振 興 局
平成 30 年 3 月 26 日 付 け 監 査 委 員 報 告 第 28 号	西 区 役 所
平成 30 年 3 月 26 日 付 け 監 査 委 員 報 告 第 30 号	株 式 会 社 さ か い 新 事 業 創 造 セ ン タ ー

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	平成29年11月1日～平成30年3月26日	
措置を講じた部局等	西区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、指摘すべき事項等として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳の記載</p> <p>鳳南校区地域会館及び鳳保健文化センターの敷地は隣接し、前者は自治推進課が、後者は西保健センターが所管し、それぞれの公有財産台帳に記載されている。</p> <p>現地確認を行ったところ、公有財産台帳上は鳳保健文化センターの土地となっている場所に、鳳南校区地域会館の敷地がはみ出している状態であった。</p> <p>また、台帳には両施設の敷地の面積を地番ごとに記載する必要があるが、これが正しく記載されていないかった。</p> <p>[使用料以外の経費の徴収について（意見）]</p> <p>西区役所では、区役所庁舎の一部を堺市社会福祉協議会（以下</p>	<p>御指摘を受け、複数の地番に分かれ錯綜していた両施設の土地を、平成30年1月15日に1つの地番に合筆し、両施設の敷地となる部分をそれぞれの公有財産台帳に明示することで、台帳と実態の整合を図りました。</p> <p>また、財産管理事務に従事する職員に対して、公有財産の所管換え時には台帳の記載内容に誤りがないか確認を徹底するよう、口頭で指導を行いました。</p> <p>他施設と徴収状況の違いが生じており徴収の必要性があ</p>	<p>自治推進課 西保健福祉総合センター 西保健センター</p> <p>企画総務課 西保健福祉総合</p>

<p>「市社協」という。)に、また、鳳保健文化センターの一部を公益社団法人堺市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)及び一般社団法人堺市医師会(以下「医師会」という。)に、行政財産の目的外使用を許可している。</p> <p>使用料以外の経費の徴収状況を確認したところ、市社協からは、電気料金、清掃料を徴収する一方で、シルバー人材センター及び医師会からは電気料金、清掃料に加えて、ガス代及び水道料金を徴収していた。</p> <p>また、市役所本庁舎では、目的外使用を許可する団体から、警備業務、冷暖房設備等施設の維持管理に要する応分の経費を徴収しているが、西区役所では、いずれの団体からも、これらの経費は徴収していない。</p> <p>使用料以外の経費の徴収については、特段の理由がない限り、同じ取扱いとすべきであり、上記の違いに合理性があるのか検討されたい。</p> <p>1 (2)</p> <p>職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について</p> <p>時間外勤務手当に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 時間外勤務の管理</p> <p>(ア) 職員が時間外勤務確認表に時</p>	<p>る項目について、相手方と協議し、当該経費を徴収する方向で調整を行い、新たな覚書を締結しました(市社協、シルバー人材センター及び医師会全て平成30年3月30日付けで覚書を締結)。</p> <p>平成30年度以降は当覚書に基づき、統一的な経費徴収を行ってまいります。</p> <p>本件は当該職員が時間外勤</p>	<p>センター 西保 健センター</p> <p>保険年金課</p>
---	--	---------------------------------------

<p>間外勤務の予定時間及び実施時間等を記載し、所属長が同表で時間外勤務の事前命令及び事後確認を行っているが、同表に記載がないものがあった。</p> <p>(イ) 職員が時間外勤務確認表に記入した作業内容（事前申請、命令用）と、職員がシステムに入力した作業内容（事後確認用）が異なっているものがあった。</p> <p>1 (3) 物品購入について 物品購入に係る事務について、指摘すべき事項等として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 備品票の貼付 自治推進課では、平成 28 年 3 月に 4 台の車椅子を購入し、備品を管理するために備品票を貼付</p>	<p>務確認表での申請を怠ったため起こったものです。</p> <p>御指摘を受け、当該職員に対し同確認表にて時間外勤務申請を所属長に行い、承認を得るよう口頭で指導しました。</p> <p>今後、所属長において同確認表での事前命令の確認と、システム上での照合の際に同表との内容に相違がないかの確認を確実に行ってまいります。</p> <p>本件は、当該職員がシステムに誤って作業内容を入力したため起こったものです。御指摘を受け、システム入力の際に業務内容に誤りがないかチェックするよう課員に口頭で指導しました。今後、所属長において、システムに入力された業務内容が事前命令を行った業務内容と相違ないか十分に確認し、承認を行ってまいります。</p> <p>御指摘を受け、即時に備品票を正しく貼付し直しました。</p>	<p>西保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>自治推進課</p>
---	--	---------------------------------------

<p>していたが、そのうち1台には、備品票が貼付されておらず、別の1台に備品票が2枚貼付されていた。</p>	<p>また、所属長から課員に対し、備品導入時には備品票を正しく貼付するよう口頭で指導しました。</p>	
<p>イ 物品発注事務</p> <p>物品発注事務においては、支出負担行為何書を起案し、決裁後に物品の発注を行わなければならないが、発注後に支出負担行為何書を起案しているものがあった。</p>	<p>物品発注伝票に記載する発注年月日を誤って記載しておりました。</p> <p>御指摘を受け、このような不注意による誤りが生じないよう課員に口頭で指導しました。また、支出負担行為何書及び支出命令書の決裁時において、物品発注の事務手続きが適切に行われているかどうか留意し、確認を行っております。</p>	<p>西保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
<p>[移動式防犯カメラの購入について(意見)]</p> <p>西区では、西区地域防犯対策協議会が、西区自治連合協議会、西堺警察署及び西区役所の三者で構成されており、区民の身近で発生する街頭犯罪の減少に重点を置き、その取組の一環として、機動的な防犯対策を実施するために、移動式防犯カメラを設置する必要があるという結論に達したとのことであった。</p> <p>それを受けて自治推進課では、平成26年度までに30台、その後平成27年度に3台、平成28年度に8台の移動式防犯カメラを購入し、「西区犯罪多発地域対策移動式防犯カメラ設置事業に関する協定書」に基づき、西堺警察署</p>	<p>平成30年2月2日に、西区地域防犯対策協議会構成員である、西区自治連合協議会、西堺警察署、西区役所の3者で、移動式防犯カメラの稼働状況について情報共有を行い、犯罪発生を抑止のため、未稼働のカメラの効果的な場所への設置について改めて協議しました。</p> <p>協議後、設置が必要である地域に西区自治連合協議会の協力のもと、新たに平成30年2月に2台、4月に1台の移動式防犯カメラを設置しました。残りの未稼働のカメラについても、設置場所の選定を</p>	<p>自治推進課</p>

<p>から依頼があれば貸出しを行っている。</p> <p>これらの貸出状況を確認したところ、平成27年12月には使用していない移動式防犯カメラが10台あったにもかかわらず、3台を追加購入し、平成28年10月にも使用していない移動式防犯カメラが10台あったにもかかわらず、さらに8台追加購入していた。その結果、平成28年10月から平成29年10月までの間、移動式防犯カメラ41台中15台が未使用のままとなっていた。</p> <p>このことから、平成27年度及び平成28年度の移動式防犯カメラ購入が必要であったか大いに疑問である。予算編成及び予算執行時には、移動式防犯カメラの使用状況等を把握した上で、購入の必要性について十分に検討されたい。</p>	<p>行い、設置に向けた調整を行っております。引き続き、3者で緊密に連携し、設置に向けた取り組みを行っております。</p> <p>今後、犯罪発生状況により同様の物品を購入する際は、区役所間での稼働状況の情報交換、自治連合協議会の校区代表者等への聞き取りによる区域内のニーズ等の調査を十分に行い、必要な時期、数量を検討した上で購入を行います。</p>	
<p>1(4)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務における提出書類</p> <p>西区役所清掃業務の仕様書では、本清掃業務を日常清掃、週間清掃、定期清掃と3つに区分しており、そのうち日常清掃及び週間清掃の実施状況を確認するものとして、清掃実施報告書の提出を毎月受けている。</p>	<p>週間清掃の履行状況について書面で明確に確認できるようにするため、平成30年1月分から新しい報告書の様式で報告を受けております。</p> <p>また、課員に対しても現地確認に合わせて書面での履行</p>	<p>企画総務課</p>

<p>当該報告書を確認したところ、清掃項目のうち週間清掃に該当するものに明示がなく、区役所の全開庁日にわたって実施を意味する丸印が記入されている項目もあったため、どの日に週間清掃が行われていたかを特定することができず、実施状況が確認できない報告書の提出を受けていた。</p>	<p>確認を徹底するよう口頭で指導しました。</p>	
<p>イ 定期清掃に係る業務報告書</p> <p>鳳保健文化センター清掃業務の仕様書では、本清掃業務を日常清掃と定期清掃に区分しており、受注者は清掃業務完了後、業務報告書を提出するとされているが、定期清掃に係る業務報告書の提出を受けていなかった。</p>	<p>定期清掃の履行状況について書面で明確に確認できるようにするため、平成29年度定期清掃業務完了報告書(4回分)を提出するよう受注者に求め、平成30年3月に受理しました。</p> <p>また、課員に対しても現地確認に合わせて書面での履行確認を徹底するよう口頭で指導しました。</p>	<p>西保健福祉総合センター 西保健センター</p>
<p>ウ 履行要件の確認</p> <p>ほほえみルーム運営業務の仕様書では、ルーム開設時間中はスタッフを常時2名配置し、少なくとも1名は保育士資格を有する者とするとしている。</p> <p>本業務は平成26年度から同一業者が受託し、保育士資格を有する配置スタッフも同一人であったため、平成26年度の契約時にのみ同スタッフが保育士資格を有することを確認したとのことであるが、保育士証の写しなど確認の記録が残っていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、資格を記載したスタッフの一覧表と、資格証の写しを委託業者より提出を受けました。</p> <p>今後、資格確認の際は目視確認だけでなく、資格証の写しを提出させるなど確認記録を書面で管理するよう課員に口頭で指導しました。</p>	<p>西保健福祉総合センター 子育て支援課</p>

<p>1 (5) 補助金について 補助金に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 返納期限の記載 堺市補助金交付規則では、補助金を事前に概算払で交付した場合は、実績報告の際に、精算書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて、超えている部分の返納を命じるとされている。 しかし、平成29年度堺市地域まちづくり支援事業補助金において、補助金返納・返還命令通知書及び納付書に返納期限の記載がなかった。</p> <p>イ 補助金の審査 堺市西区応募型地域まちづくり支援事業補助金交付要綱では、補助事業者は、実績報告書を提出する際、補助金の使途を証明する書類として、領収書その他事業実施に掛かる費用支払を証する書類又は請求書の写し（以下「領収書等」という。）を提出することとされている。 しかし、平成29年度の当該補助金の実績報告書に記載されている消耗品費7万8,192円については、領収書等に該当せず、購入した消耗品の内容が分から</p>	<p>返納期限の記載が漏れておりましたが、御指摘を受け、補助金事務に従事する全職員に対し、返納期限の記載漏れないよう口頭にて周知を図りました。</p> <p>まちづくり協議会を依頼人とする金融機関の振込票であったため、事業に必要な費用支払をしたと認めましたが、御指摘を受け、2月に各校区まちづくり協議会代表者宛に、証明書類として規定されている「領収書その他事業実施にかかる費用支払を証する書類又は請求書の写し」の提出を徹底するよう指導を行いました。 また、本補助制度に従事する全職員に、添付書類の確認</p>	<p>自治推進課</p> <p>自治推進課</p>
--	--	---------------------------

<p>ない金融機関の振込票の提出を受け、補助対象経費として認めていた。</p> <p>1 (6) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、指摘すべき事項等として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手受払簿の管理 生活援護課によると、職員が11月末に切手の残枚数を確認した際、100円切手の枚数を652枚とし、切手等受払簿の残数662枚と一致しなかったことから、652枚に合わせるために、切手等受払簿で100円切手10枚を余分に払い出したこととし、一致しなかった原因の確認をすることなく使用枚数を安易に訂正し、所属長も確認を行っていなかった。</p> <p>[切手の保有枚数について(意見)] 西保健センターにおいては、前回監査においても、切手の適正な保有量に関して意見を付し、その改善を求めたところである。 同センターでは、平成29年9月に120円切手を100枚購入し、同年11月末の保有残高は209枚であった。平成29年4月から11月までの120円切手の使用枚数</p>	<p>を徹底するよう口頭にて周知を図りました。</p> <p>御指摘を受け、所属長及び物品取扱者で切手の払出数及び残数の確認を行い、切手受払簿を訂正しました。 御指摘後は、切手の払出時及び毎月末の物品取扱員による確認を確実にを行うとともに、切手等受払簿を訂正する場合は、物品取扱員及び所属長が一致していない原因を確認したうえで、訂正することとしております。また、所属長は適宜、残数確認を行い、適切な管理に努めております。</p> <p>前回の定期監査後、後納郵便制度を導入し、切手保有残高が適正になるように努めておりましたが、120円切手におきまして使用見込みが不十分であったため、一時的に今年度の保有枚数が多い状態となっております。今回の御指摘を踏まえ、別納郵便の支</p>	<p>西保健福祉総合センター 生活援護課</p> <p>西保健福祉総合センター 西保健センター</p>
--	--	---

<p>は 58 枚で、月平均使用枚数に対して保有残高が約 28 か月分となっていた。</p> <p>切手は現金と同様の金券であるため、事故防止及び予算の適正執行の観点から、当該年度の使用の見込みの検討を十分に行い、必要な枚数に限って購入されたい。</p>	<p>払いに使用し、1～2 か月分の使用量を見込んだ保有残高に近づけました。また、今後切手を購入する際は使用見込みを十分に確認し、必要な枚数を購入するよう、課員に口頭で指導しました。</p>	
---	---	--



堺市監査委員公表第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第1
2項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年7月13日

堺市監査委員	裏山正利
同	吉川守
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行 管 第 364号

平成30年6月22日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 竹 山 修 身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成30年3月26日付け監査委員報告第26号	産業振興局
平成30年3月26日付け監査委員報告第28号	西区役所
平成30年3月26日付け監査委員報告第30号	株式会社さかい新事業創造センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (株式会社さかい新事業創造センター)	
監査実施期間	平成29年11月1日～平成30年3月26日	
措置を講じた部局等	産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課 株式会社さかい新事業創造センター	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 経理について</p> <p>(1) センターは、会社法施行規則に基づき事業報告を、また、会社計算規則に基づき計算書類を作成しなければならないが、以下のようなものがあった。</p> <p>ア 取締役会で決定した「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」は事業報告に記載しなければならないが、記載していなかった。</p> <p>イ 平成28年度の損益計算書に記載している売上高から売上原価を差し引いた売上総損益、営業損益、経常損益等がゼロ未満である場合は、それぞれ売上総損失、営業損失、経常損失等と記載しなければならないが、それぞれゼロ未満であったにもかかわらず、売上総利益、営業利益、経常利益等と記載し、マイナスで表示していた。</p> <p>ウ 株主資本等の変動状況を示す株主資本等変動計算書において、当期首残高と記載しなければならない項目を前期末残高と記載していた。</p>	<p>御指摘を受け、次のとおり対応いたしました。</p> <p>「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」については、平成29年度事業報告に記載しました。株主資本等変動計算書においては、指摘事項を反映させ、平成29年度決算報告書を作成しました。</p> <p>また、会計監査人と指摘事項に関する情報を共有し、平成29年度の計算書類の作成に当たって、事前にアドバイスを受け、計算書類を細部まで点検しました。会社として誤りのない計算書類等の作成を行ってまいります。</p>	株式会社さかい新事業創造センター

<p>エ 1年以内に満期が到来する有価証券は、貸借対照表の流動資産に計上しなければならないが、固定資産に計上していた。</p>		
<p>(2) さかい新事業創造センター機械警備業務及び常駐警備業務について、平成28年度に係る業務実施期間は平成28年6月1日から平成29年3月31日までの10か月であり、10か月分の業務の実施に対する対価を支払っているが、契約書では、12か月分となる契約金額を記載していた。</p>	<p>当該警備業務は複数年契約で、初年度のみ実施期間が10か月となっていました。誤って12か月分の契約金額を記載していました。</p> <p>御指摘を受け、平成30年2月に契約書を、10か月分の契約金額に修正しました。</p> <p>今後、契約書作成の際には確実に確認を行ってまいります。</p>	<p>株式会社さかい新事業創造センター</p>
<p>(3) さかい新事業創造センター清掃等業務の契約書に、消費税等を除いた契約金額に基づき1万円の収入印紙を貼付すべきところ、消費税等を含んだ契約金額に基づき2万円の収入印紙を貼付していた。</p>	<p>税込みの金額に基づいて、2万円の収入印紙が必要と錯誤し、誤った額の印紙を貼付しておりました。</p> <p>御指摘を受けた収入印紙については、堺税務署に過誤納分の還付申請を行い、平成30年3月23日に超過分10,000円の還付を受けました。</p>	<p>株式会社さかい新事業創造センター</p>
<p>4 事業運営について</p> <p>(1) 市がセンターに委託したアントレプレナー育成業務の契約書では、センターが業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市と協議し同意を得た上で、市に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかし、センターが再委託先を変更していたにもかかわらず、市</p>	<p>年度途中で再委託先が変更になったため、一部再委託の届出を失念しておりました。</p> <p>今後、同様のミスが発生しないように、御指摘を受けたことについて、センターにおいて情報共有を行いました。</p>	<p>株式会社さかい新事業創造センター</p>

に届出を行っていないものがあつた。		
-------------------	--	--